事務連絡

令和３年６月２９日

介護員養成研修指定事業者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三重県医療保健部長寿介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護員養成研修（介護職員初任者研修・

生活援助従事者研修）の臨時的な取扱いについて

　平素より介護員養成研修の円滑な運営に尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

　標記の件について、厚生労働省老健局振興課から令和２年４月３０日付け事務連絡（別添１）がありました。

　つきましては、本県における新型コロナウイルス感染症への影響下限りの取扱いとして、全ての課程において通信学習の活用による実施（以下、「通信形式」という。）も可能としますので、実施にあたっては下記の点にご留意いただきたい。

記

留意点

１　本研修の演習及び実習の各科目については、感染症拡大防止対策を徹底したうえで可能な限り対面による実施を行うものとし、やむを得ない場合のみ通信形式とすること。

２　全て通信学習により研修を実施する場合の取り扱いは、次のとおりとする。

1. 指定事業者は修了証明書（別記様式（第１１条関係））発行の際には、ＯＪＴ等の実施が必要とのただし書きを明記すること。
2. 上記（１）による研修修了者は、就業の際には雇用先の事業者にＯＪＴ等の実施が必要との申出を行うものとする。
3. 本通知に基づく研修修了者を雇用した事業所は、ＯＪＴ等の実施後にＯＪＴ等実施証明書（参考様式）を作成し、当該指定事業者に提出すること。
4. 指定事業者は、上記（３）によるＯＪＴ等実施証明書の提出があった際には、従前の形式による修了証明書を発行すること。
5. 指定事業者は、従前の研修を再開した際には本通知による修了者の実務経験について確認し、経験がない場合には当該修了者に対して補講等を行ったのち、あらためて従前の形式による修了証明書を発行すること。

３　変更の届出

　　　　　本通知に基づき、全て通信学習により研修を実施する場合は、三重県介護員養成研修事業者指定要綱第９条の規定により、変更が生じる１０日前までに「介護員養成研修事業者指定変更届出書」（第２号様式）に次の書類を添付し提出すること。

　　なお、従前の研修を再開した場合についても、変更届を提出すること。

・変更後の学則

・変更後の研修日程表

・変更後の研修カリキュラム表

（事務担当）三重県医療保健部長寿介護課居宅サービス班

電　話：059-224-2262　ＦＡＸ：059-224-2919

E-mail：chojus@pref.mie.lg.jp